

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から同年 12 月まで
国民年金手帳の昭和 38 年度国民年金印紙検認記録の 8 月から 12 月の検認印が赤鉛筆で消されているが、この期間の保険料は A 町で確かに納付しているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の「昭和 38 年度国民年金印紙検認記録欄」には、申立期間である昭和 38 年 8 月から同年 12 月までの保険料を領収したことを示す 39 年 1 月 31 日付けの A 町役場の検認印が押された後に、赤鉛筆で×印が記入されているが、A 町役場の現担当者は、「誤って保険料を収納した場合には検認印欄を×印で消すことはなく、同役場の角印等を押すのではないか。」と証言している。

また、申立人の A 町における国民年金被保険者台帳は既に廃棄済みである上、還付記録がある場合に社会保険事務所（当時）に保管される必要がある特殊台帳は無く、申立期間の保険料が還付された記録も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳には、昭和 38 年 8 月 1 日に国民年金強制被保険者資格を喪失した記載があるが、申立人は当時、既に国民年金任意加入被保険者であり、自ら資格喪失の申出をした後に保険料を納付したとは考え難く、同年 12 月の保険料を納付した 39 年 1 月 31 日に資格喪失の申出をしたと考えるのが自然であり、何らかの事務処理の不手際によって、資格喪失日が 38 年 8 月 1 日になったことが推認でき、行政側における記録管理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

義母に勧められ昭和 54 年 4 月分から国民年金保険料を納め始めたが最初の 1 年間の記録が無い。当時住民票があった A 村で、義母に保険料を預けて納付してもらっていた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人から提出された申立期間を含む 2 年分の家計簿は、その記載内容等から、申立期間当時に作成されたものと認められ、当該家計簿の記載内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が主張しているとおり、当該家計簿には、申立期間の国民年金保険料について、支払った旨の記載があり、その金額は申立期間当時の国民年金保険料額と一致していることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人から納付を依頼されていた義母からは、記憶が曖昧^{あいまい}で具体的な証言が得られなかったが、申立人が記憶している当時の国民年金保険料の集金方法などに不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、平成3年1月を20万円、同年2月から4年1月までは22万円、同年2月から5年7月までは24万円、同年8月から6年12月までは28万円、7年1月から同年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から7年9月1日まで

A社における平成3年1月から7年8月までの間の給与明細書、源泉徴収票の社会保険料控除額とねんきん定期便に記載されている控除額が違うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成3年1月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人が提出した源泉徴収票において確認できる保険料額から、同年1月を20万円、同年2月から同年12月までは22万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、平成4年1月から7年8月までの標準報酬月額については、4年1月から同年12月までの源泉徴収票と給与明細書（一部）及び会社から提出された総勘定元帳（平成4年2月1日から8年1月31日）に

において確認できる保険料額から、4年1月を22万円、同年2月から5年7月までは24万円、同年8月から6年12月までは28万円、7年1月から同年8月までは34万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票、給与明細書及び総勘定元帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票、給与明細書及び総勘定元帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 41 年 11 月 30 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、脱退手当金を受給したとする昭和 45 年 11 月ごろは、脱退手当金を受け取ることができるということを知らなかった。自分で脱退手当金の請求をしたことは無く、他人に依頼したことも無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容は、支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録の支給対象期間、支給額及び支給年月日と一致している上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱A」、「45.11.24」が記載されていることが確認できることなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 372 (事案 196 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 26 日まで
② 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

私は、A事業所に昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 26 日まで、同社社長の義兄が経営している B 事業所に同年 5 月から 46 年 5 月ごろまで勤務した。脱退手当金を受給したとする同年*月は長女を出産した月であるため、申請や受給の手続をすることは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われたものとするのが自然であること、ii)申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱C」、「46.10.15」が記載されている上、申立期間の脱退手当金に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容はオンライン記録と合致しているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、iii)申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人からは、新たな資料や情報の提出は無く、再申立ての審議に当たり再度当時の状況等について調査したが、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から34年3月1日まで
② 昭和48年10月1日から49年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社。申立期間①）及びC社D支社（現在は、E社D支社。申立期間②）での標準報酬月額が、当時支給されていた給与より大幅に少ないことが分かった。申立期間①では退職前の数年間は4万円、少なくとも平均2万4,000円くらい、申立期間②では10万円くらい給与が支給されていたので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「退職前の数年間は4万円近い給与を受け取っていた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、事業主が代替わりしている上、名称及び事業の内容も変わり、申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄され、当時の事業主も死亡しているため、申立人の報酬月額及び保険料の控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同時期に在職の10人について標準報酬月額の変遷を調査したところ、申立人の標準報酬月額は他と比較しても妥当と考えられる上、記載内容に訂正や改ざんが疑われるような不自然な点は見当たらず、オンラインの記録とも一致している。

2 申立期間②について、申立人は、「外務員として手取り10万円くら

いを支店長から手渡されていた。」と主張している。

しかし、申立期間当時、標準報酬月額の時決定は、通常毎年5月から7月までの3か月間に支払われた給与の平均額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決定するものとされており、申立人の標準報酬月額は昭和49年10月1日に2万4,000円から6万8,000円に改定される予定だったことが紙台帳の記載から確認できるところ、申立人は、同日に被保険者資格を喪失したためオンライン記録に反映されなかったものと推認できる。

さらに、申立人と同時期に外務員となった16人について標準報酬月額の変遷をみると、資格取得時において1万2,000円が6人、2万円が4人及び2万4,000円が6人（申立人を含む）であったが、昭和49年10月1日の時決定で8万円が1人、6万8,000円が2人（申立人を含む）、3万円が2人及び2万4,000円が1人の計6人（10人は既に退職）となっており、申立人の標準報酬月額が他と比較し不自然であるとの事情は見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。